

# 学校いじめ防止基本方針

新潟市立中之口東小学校

平成26年3月策定

平成28年9月改定

平成29年8月改定

平成31年1月改定

令和3年3月改定

令和5年3月改定

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、相談部主任、養護教諭、当該学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織 「中之口中学校区いじめ防止連絡協議会」

年度始め、及び緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、上記協議会を開催し、迅速な対応を行う。協議会の構成員は以下の通りである。

- ・会長1名
- ・副会長2名
- ・小中学校PTA会長
- ・小中学校教員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事（中学校）、生活指導主任（小学校）等

## 3 いじめ未然防止のための取組（※ いじめ防止学習プログラム中之口東小学校プラン 別紙）

### (1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、いじめアンケートやアセス（学校環境適応感尺度）調査の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育によって、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(3) 相談体制の整備

- 担任による児童の見取りと、教職員間で児童の情報交換を密に行い、全校児童の様子を多面的に見取る環境づくりを進める。
- いじめアンケート及び、アセス（学校環境適応感尺度）調査を計画的に実施し、普段の学級児童の様子と合わせ、総合的・客観的に児童を見取る。
- アセス（学校環境適応感尺度）調査の見方及び分析について教職員で研修し、効果的に活用できるようにする。
- いじめアンケート後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- ケースに応じてカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付ける。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や幼稚園と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。年度初めと9月に、いじめ防止基本方針について周知する。（学校だより、HP、地域と学校懇談会）保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、健康福祉課、教育委員会、中学校や学校医などの関係者・諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) いじめアンケートの実施

年間3回、いじめアンケートを実施する。また、それをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 日常観察の充実と記録の蓄積

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりするとともに、気になる事案については記録を積み重ねていく。

(4) 職員間での情報交換及び共通理解の場「子どもを語る会」の実施

年度始めに1回、毎週1回、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

5 いじめに対する早期対応

- いじめの事案を認知した場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が懸念される場合は、ただちに「校内いじめ対応ミーティング」を開き、いじめにあたるかどうか判断した上で、即時対応をする。
- 「校内いじめ対応ミーティング」の後に、状況に応じて「いじめ対策委員会」を開き、継続的に対応をする。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する対応および支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

## 6 重大事態への対処

いじめにより重大事態が発生した場合、または重大事態につながるおそれのあるレベルの事案が発生した場合、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等の対応を相談する。

### (1) 重大事態の定義 (いじめ対策推進法第 28 条第 1 項より)

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、

- 自殺を企図した場合
  - 身体に重大な被害を被った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
  - いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(※)
- ※「相当の期間」は年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

また、重大事態につながるおそれのあるレベルは以下の通りである。

- 登校ができない状況が 1 日でもあったとき
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている
- 社会的な影響が大きく、児童・保護者の状況が深刻  
(自殺念慮、避難児童、差別発言、性非行(ズボンおろしを含む)、集団からのいじめ、保護者が不満を訴える)
- 発生後一週間を超えても至らない解消に至らない事案  
・被害者の気持ちが不安定 ・加害者の行動変容が見られない

### (2) 重大事態への対処

- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。